

笠間市長交際費の支出及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、市長（代理による出席者を含む。）が、市政の円滑な運営を図るために、市を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に係る支出及び公表基準を定めることにより、透明な市政運営の確保に資することを目的とする。

(公表する事項)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日 当該市長交際費を支出した期日
- (2) 区分 「市長交際費支出基準」（別表）に基づく区分
- (3) 内容 当該支出した市長交際費の内容
- (4) 金額 当該支出した市長交際費の金額

(公表の時期及び方法)

第3条 市長交際費の公表は、その月に支出した市長交際費について、翌月の5日までに、笠間市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 市長交際費の公表に当たっては、笠間市個人情報保護条例（平成18年笠間市条例第14号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。